

諮問庁：新関西国際空港株式会社

諮問日：平成29年8月23日（平成29年（独情）諮問第50号）

答申日：平成30年9月6日（平成30年度（独情）答申第25号）

事件名：特定日に所有権移転登記を錯誤抹消した土地についての経緯が分かる  
文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月22日付け新関西空情第2号により、新関西国際空港株式会社（以下「新関西国際空港株式会社」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 不開示が取り消されるべき理由

本件土地については、処分庁所有の土地ではないとしていますが、現時点において処分庁所有の土地でないからという理由で、処分庁において文書を保有していないとの根拠としては認められません。

そもそも、本件土地は、登記の状況からみても、一度は処分庁の名義になったとされていたものであり、錯誤抹消はされたとはいえ、処分庁において全く何の書面をも保有していないとする説明は、不自然であり、本件の処分は取り消されるべきものです。

###### イ 教示の違法性

審査請求人は、60日以内に異議申立てができるとする教示は違法であると考えています。異議申立ての制度は既に法改正により削除されています。また異議申立て期間についても60日から3か月に延長されています。違法な教示は問題があり、速やかに是正されるべきも

のと考えられます。

## (2) 意見書

### ア 開示対象の適用除外文書であるとの主張に対する反論

そもそも、本件の文書は、適用除外文書とはいえない。

ところが、処分庁は適用除外文書に当たることを主張し、開示請求の対象外であると主張している。

しかし、既に処分庁は、内容に踏み込んだ決定を行っているもので、内容に踏み込んで決定したということは、適用除外という立場と相容れないばかりか、適用除外を主張できる地位を自ら放棄した立場を証する行為である。そのことを「幅広く情報の公開を図る観点」を口実とすることは到底許されない。

しかも、この文書は、出資に係る文書であるところ、処分庁としての資本の構成する財産となることが一時は予定されていた財産にかかる文書であり、そのような財産にかかる文書について、業務に係る文書自体と解することは相当困難であるところ、業務に係る文書であるとして適用除外文書であるとする主張も認められない。

### イ 文書が存在しないとの主張に対する反論

処分庁は、国土交通省大阪航空局（以下「大阪局」という。）と共同して、特定年月日Cに、錯誤を原因として所有権移転登記を抹消した旨理由説明書に記載しており、そうであれば、文書が存在しないということなどあり得ないのであり、文書が存在しないとする決定書そのものが虚偽の書面であったことになる。

したがって、審査請求人としては、処分庁において支離滅裂な状況が生じていることを指摘せざるを得ない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

処分庁が行った法に基づく原処分に対する審査請求については、以下の理由により、原処分維持が適当である。

### 1 本件審査請求についての趣旨について

審査請求人は、平成29年3月6日付、処分庁に「特定年月日Aに処分庁が現物出資したとして特定年月日Bに所有権移転したと登記したもののその後特定年月日Cに錯誤抹消した土地についての経緯について分かるもの。」とする文書開示請求を行った。それに対し処分庁は、審査請求人のいう土地を特定住所の土地と推察したうえで、処分庁所有の土地ではなく、土地の経緯に関する文書は保有していないことを理由として平成29年3月22日付、審査請求人に原処分を行ったところ、審査請求人から原処分の取消しを求めて本件審査請求がなされたものである。

### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は現時点で処分庁所有の土地ではないことを理由に文書を保

有していない根拠とは認められないこと、また登記の状況からみて、一度は処分庁の名義になり錯誤抹消されたとはいえ処分庁において何の書面をも保有していないのは不自然であることを理由に原処分の取消しを求めている。

また、原処分の際に処分庁が教示した審査請求期間について全部改正された行政不服審査法（平成26年法律第68号）の以前の規定に基づき教示したとして、是正すべきである旨の主張を行っている。

### 3 原処分について

処分庁は平成24年4月1日、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号。以下「設置管理法」という。）に基づき設立され、同年7月1日に関西国際空港と大阪国際空港が経営統合し、新たな空港運営を開始した。

運営開始にあたり、設置管理法附則5条8項に基づき、国（大阪局）から大阪国際空港に係る国有財産について現物出資を受けるにつき、大阪局が出資を予定していなかった国有財産についても出資対象として処分庁に提示し、特定年月日B、権利者を処分庁、義務者を大阪局として、本件土地につき所有権移転登記がなされた。その後、大阪局は、本件土地が出資対象外であることを自認し、処分庁とともに、特定年月日C、錯誤を原因として所有権移転登記を抹消した。この間、処分庁は本件土地について排他的な占有及び使用はしておらず、また現時点において、過去どのように使用されてきたかについての文書は保有していないことを確認している。

なお、処分庁保有の文書のうち、関西国際空港の建設業務に係る文書については、用地造成等の空港の建設に公的資金が投入され、空港の建設は国が基本計画を決定したことに鑑み、開示請求の対象とされている一方、法2条2項4号により、関西国際空港及び大阪国際空港の運営等業務に係る文書については、開示請求の対象外とされている。しかしながら、今般、幅広く情報の公開を図る観点から、処分庁は審査請求人より請求のあった土地についての経緯に関する文書の保有について調査を行い、保有していないことを確認し、原処分を行ったものである。

また、処分庁が審査請求人に対し、審査請求期間を原処分のあったことを知った日から60日と教示したことについて、審査請求人は原処分のあったことを知った日の翌日付で審査請求を行っていることから、審査請求期間に関する利益は喪失している。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年8月23日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月28日    | 審査請求人から意見書を收受 |

- ④ 平成30年2月5日 審議
- ⑤ 同年4月9日 審議
- ⑥ 同年7月30日 審議
- ⑦ 同年9月4日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めらるるものであり、処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、設置管理法附則5条8項に基づき、大阪局から大阪国際空港に係る国有財産について現物出資を受けたが、大阪局が出資を予定していなかった本件土地についても出資対象として処分庁に提示したため、特定年月日Bに登記権利者を処分庁、登記義務者を大阪局として、本件土地につき所有権移転登記がされた。その後、大阪局は、本件土地が出資対象外であることを自認し、処分庁とともに、特定年月日C、錯誤を原因として所有権移転登記を抹消した。この間、処分庁は本件土地について排他的な占有及び使用はしておらず、また、本件土地の歴史や過去においてどのような利用がされてきたかについて処分庁は全く関知していない。

イ 本件開示請求は、処分庁への所有権移転登記が抹消された本件土地の経緯が分かる文書の開示を求めるところ、処分庁は、その趣旨を、本件土地の歴史やどのように利用されてきたかが分かる文書の開示を求めると解したため、そのような文書は保有していないとして不開示とする決定を行ったものである。

ウ 本件土地の所有権移転登記を抹消したことに関する文書も本件対象文書に含まれると解するなら、その決裁文書である別紙の2に掲げる文書を保有している。所有権移転登記の抹消については、大阪局の連絡を受けて行ったものであり、その連絡は電子メールで受けたものと推察されるが、当時の電子メールは残っておらず、処分庁が保有する文書は、別紙の2に掲げる文書のみである。

エ 本件審査請求を受け、改めて執務室、書庫等を探索したが、別紙の2に掲げる文書以外に本件対象文書に該当すると思われる文書の存在

は確認されなかった。

オ 処分庁保有の文書のうち、関西国際空港の建設業務に係る文書については、用地造成等の空港の建設に公的資金が投入され、空港の建設は国が基本計画を決定したことに鑑み、開示請求の対象とされている一方、法2条2項4号により、関西国際空港及び大阪国際空港の運営等業務に係る文書については、開示請求の対象外とされているところ、別紙の2に掲げる文書は、関西国際空港の建設業務に係る文書ではなく、大阪国際空港の運営等業務に係る文書に該当し、開示請求の対象外と考える。

(2) 本件開示請求書の記載からすると、本件開示請求の対象文書は、本件土地の歴史やどのように利用されてきたかが分かる文書に限定されず、所有権移転登記を抹消したことに關する文書も含まれると解すべきである。そうすると、処分庁が保有している別紙の2に掲げる文書は本件対象文書に該当するものと認められる。他方で、別紙の2に掲げる文書以外に本件対象文書に該当する文書は保有していない旨の上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められない。

(3) そこで、別紙の2に掲げる文書の法人文書該当性について検討する。

ア 諮問庁から別紙の2に掲げる文書の提示を受け、当審査会において確認したところ、文書題名を「所有権移転登記に係る誤謬訂正について」とする事柄決裁起案（起案日：2013/01/04、文書番号：環第265号）に係る文書一式であり、その伺の記載によると、関空・伊丹の経営統合に伴い、国から現物出資された土地の所有権移転登記について、一部誤りがあったため、訂正を行うことの決裁に関するものであると認められる。また、1枚目（起案用紙）の「建設運営区分」欄には「共通」と記載されていることが認められる。

イ これらの点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 別紙の2に掲げる文書の1枚目（起案用紙）の「建設運営区分」欄の記載については、処分庁の文書管理規程34条の2において、文書の整理に当たって、「運営」、「建設」、「共通」の3つに分類（大分類）することとされており、この大分類の名称を記載したものである。

(イ) 「運営」とは、法別表第2第1項下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの、「建設」とは、法別表第2第1項下欄に掲げる業務以外の業務に係るものとして、同欄に掲げる業務に係るものと区分されるもの、「共通」とは、「運営」及び「建設」以外のものをいい、文書管理規程41条において、「建設」又は「共通」に分類される文書を開

示請求の対象である法人文書として定義している。

(ウ) 別紙の2に掲げる文書の「建設運営区分」欄には「共通」と記載されているが、大阪国際空港に係る土地の出資に係る不動産登記については、設置管理法9条1項4号「大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業」のうち、同号イ「緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理」又は同項7号「前各号の事業に附帯する事業」の範囲に該当するから、当該文書は、本来「運営」に分類される文書であり、開示請求の対象である法人文書には該当しないと考える。別紙の2に掲げる文書が「共通」に分類された理由は不明であるが、おそらく当時の担当者の誤りであったと思われる。

ウ 上記諮問庁の説明を検討すると、別紙の2に掲げる文書は、新関西国際空港株式会社が受けた出資に関する文書であり、関西国際空港の建設業務に係る文書ではないものの、専ら設置管理法9条1項4号イ又は同項7号の事業の範囲に該当する業務に係る文書とはいいい切れず、諮問庁が「運営」に分類される文書であるとする根拠は必ずしも明確ではない。そうすると、別紙の2に掲げる文書の「建設運営区分」欄に「共通」と記載されている以上、法2条2項4号の開示請求の対象外とは認め難く、法人文書に該当すると認められる。

(4) 以上のとおり、新関西国際空港株式会社において、本件対象文書に該当する法人文書として、別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、新関西国際空港株式会社において別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件対象文書

特定年月日 A に新関西国際空港株式会社が現物出資したとして特定年月日 B に所有権移転したと登記したもののその後特定年月日 C に錯誤抹消した土地（以下「本件土地」という。）についての経緯について分かるもの

### 2 改めて開示決定等をすべき文書

「所有権移転登記に係る誤謬訂正について」と題する「事柄決裁起案」文書（起案日：2013/01/04，文書番号：環第265号）